

武蔵丘短期大学における研究活動の
不正行為への対応に関する規程

武蔵丘短期大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程

(平成25年 3月27日制定)

(趣旨)

第1条 武蔵丘短期大学（以下「本学」という。）において研究活動を行っている者（以下「研究者」という。）の研究活動の不正行為への対応については、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（科学技術・学術審議会）及びその他の関係法令通知等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、「研究活動上の不正行為」とは、研究活動を行う場合における次の各号に掲げる行為をいう。

- 一 「捏造」：存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- 二 「改ざん」：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- 三 「盗用」：他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。
- 四 「研究費の不正使用」：実体のない謝金・給与の請求、物品の架空請求に係る業者への預け金等の不正、実体を伴わない旅費の請求をはじめとして、法令、研究費を配分した機関が定める規程等及び学内規則等に違反する経費の使用をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、研究活動の不正行為の防止のために啓蒙活動に努めなければならない。

(受付窓口の設置)

第4条 本学における研究活動の不正行為に関する通報・相談等を受付けるための窓口（以下「受付窓口」という。）を事務局に設置する。

(通報等の取扱い)

第5条 通報は原則として、実名等身分を明らかにすること（以下「顕名」という。）により行われるものとし、不正行為を行ったとする研究者、グループ、不正行為の態様等事案の内容を明示し、かつ、不正とする理由を記載し、別紙様式により提出する。ただし、

匿名による通報があった場合、学長は、通報の内容に応じ顕名の通報に準じて取扱うことができる。

- 2 不正行為が行われようとしているなどの通報等に対しては、学長は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、被通報者に対して警告を行う。

(通報者・被通報者の取扱い)

第6条 学長は、通報内容や通報者の秘密を守るとともに、通報等についての調査結果の公表まで、通報者及び非通報者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の日密保持を徹底する。

- 2 学長は、悪意に基づく通報を防止するため、悪意に基づく通報については、通報者の氏名の公表や懲戒処分、刑事告発がありうることを周知する。
- 3 学長は、通報者に対し、単に通報したことを理由に解雇その他不利益な取扱いは行わない。
- 4 学長は、被通報者に対し、単に通報がなされたことのみをもって、その研究活動の全面的禁止、又は解雇その他不利益な取扱いは行わない。

(通報等に係る事案の調査)

第7条 学長は、第5条の規定による通報を受けたときは、当該通報等がなされた事案について必要な調査を行う。

(調査)

第8条 学長が調査すべきものと判断した場合、調査委員会を設置し、調査を開始する。

- 2 調査委員会は、次の委員をもって組織する。
 - 一 学長
 - 二 被通報者が所属する長又は学長が指名する者
 - 三 当該被通報者に係る研究分野の専門知識を有する者（学外者を含む）
 - 四 調査委員会が必要と認めた者
- 3 調査委員会に委員長を置き、学長をもってあてる。
- 4 調査の開始を決定した場合、学長は、通報者及び被通報者に対し調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。
- 5 調査は、指摘された当該研究に係る論文や各種資料の精査並びに関係者へのヒアリング、再実験の要請、各種伝票、証拠書類、申請書等の関係書類の精査等により実施する。この際、被通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第9条 調査委員会の調査に対して、被通報者が通報内容を否認する場合には、研究成果については自己の責任において当該研究の適正な方法と手続並びに論文等の表現の適切性について根拠を示し、研究費の使用については自己の責任において、当該研究費の使用が適正に行われたことについて関係書類等を示して説明しなければならない。

2 前項の説明において、被通報者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不
存在、勤務時間を確認する資料、支払い関係書類等、本来存在すべき基本的な要素の不
足により証拠を示すことができない場合は、不正行為とみなす。ただし、適切な保存期
間を超えるなど、被通報者に正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。

(認定)

第10条 調査委員会は、調査内容について、不正行為が行われたか否かを判定し、不正行
為と認定した場合は、その内容及び不正行為に関与した者とその関与の度合並びに不正
行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、
当該研究費の不正使用における役割及び不正に使用された研究費の額等を認定する。

2 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて通報が悪意に基づ
くものであることが判明したときは、調査委員会は併せてその旨の認定を行う。ただし、
この認定を行うにあたっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(調査結果の通知及び報告)

第11条 学長は、調査委員会の調査結果を速やかに通報者及び被通報者等（被通報者以外
で不正行為に関与したと認定された者を含む。）に通知する。被通報者等が本学以外の
機関に所属している場合は、当該所属機関に当該調査結果を通知する。また、当該事案
に係る研究に対する資金を配分した機関にも調査結果を報告する。

2 悪意に基づく通報との認定があった場合、学長は通報者の所属機関にも通知する。

(不服申立て)

第12条 不正行為と認定された被通報者等及び悪意に基づくものと認定された通報者は、
調査結果の通知を受けてから2週間以内に不服申立てをすることができる。

2 調査委員会は、不服申立てについて、趣旨、理由等を勘案し、再調査すべきか否かを
決定する。再調査を開始した場合は、不服申立てがあつてから、原則として1ヶ月以内
に、調査の結果を覆すか否かを決定する。学長は、再調査結果を、通報者、被通報者等
及び当該事案に係る研究費を配分した機関に通知する。

(調査結果の公表)

第13条 学長は、調査委員会において不正行為が行われたと認定したときは、速やかに、

不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等調査結果を公表する。

- 2 学長は、調査委員会において不正行為が行われなかったと認定したときは、原則として調査結果を公表しない。ただし、論文等に故意によるものでない誤りがあった場合等は、調査結果を公表する。
- 3 前項の認定において、悪意に基づく通報との認定があったときは、通報者の氏名・所属を併せて公表する。

(調査中における一時的措置)

第14条 学長は、調査の実施決定後、調査結果の報告を受けるまでの間、通報された研究に係る研究費の支出を停止することができる。

(不正行為が行われたと認定された場合の措置)

第15条 不正行為と認定された場合、不正行為への関与が認定された者並びに関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（以下「被認定者」という。）が本学に所属するときは、学長は、当該被認定者に対し、ただちに当該研究に係る研究費の使用中止を命ずることとし、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告するとともに、学校法人後藤学園就業規則（以下「就業規則」という。）に基づく処分等必要な措置を講ずる。

(不正行為が行われなかったと認定された場合の措置)

第16条 不正行為が行われなかったと認定された場合、学長は、調査に際して実施した研究費支出の停止及び証拠保全の措置を解除する。

- 2 学長は、不正行為が行われなかったと認定された者については、その名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じなければならない。
- 3 学長は、通報が悪意に基づくものと認定されたときは、通報者が、本学教職員の場合は就業規則に基づく処分等必要な措置を講ずる。また、当該者が他機関に所属する場合は当該機関長へ通知し、その他の者の場合はその他必要な措置を講ずる等適切な処置を行う。

(守秘義務)

第17条 この規程における研究活動の不正行為への対応に携わる者は、通報の内容その他不正行為の調査に関する事項についての秘密を守らなければならない。

(庶務)

第18条 この規程に関する庶務は、事務局が行うものとする。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、教授会の議を経て理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成25年3月27日から施行する。

別紙様式

平成 年 月 日

武蔵丘短期大学 学長 殿

所属：

氏名：

印

「武蔵丘短期大学にける研究活動の不正行為への対応に関する規程」第5条第1項の規定に基づき、下記の研究者の不正行為について通報します。

記

1. 不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ名

所 属：

氏 名、又は、グループ名：

2. 不正行為の態様等及び事案の内容

(捏造、改ざん、盗用、研究費の不正使用の別)

3. 不正とする理由

(理由)